

平成22年12月1日

関西広域連合の設置の許可

本年11月1日付けで7府県の知事から総務大臣に許可申請のあった関西広域連合の設置について、地方自治法第284条第3項の規定に基づき、本日、申請のとおり許可しました。

- 1 広域連合の名称
関西広域連合
- 2 広域連合を組織する地方公共団体
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県
- 3 許可年月日
平成22年12月1日
- 4 広域連合の設置年月日
平成22年12月1日

〈添付資料〉

「関西広域連合の設置について」（概要）

(連絡先)
自治行政局市町村体制整備課
担 当：島田理事官、西嶋係長、小口事務官
電 話：(代表) 03-5253-5111
 (内線) 27437
F A X：03-5253-5592

関西広域連合の設置について

経緯

- 10月27日 大阪府議会を最後に全ての関係府県議会で設置関連議案を可決
- 11月1日 関係府県知事から総務大臣に設置許可申請
総務大臣から関係行政機関の長（厚生労働大臣、経済産業大臣、観光庁長官等）に協議
- 12月1日 総務大臣による設置許可

設置団体(7府県)

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

※ 福井県、三重県及び奈良県並びに政令指定都市(京都市、大阪市、堺市、神戸市)は、KU(関西広域機構)には加入しているが、広域連合設置時には参加しない。

実施する事務

- ①広域防災、②広域観光・文化振興、③広域産業振興、④広域医療、⑤広域環境保全、⑥資格試験・免許等、⑦広域職員研修

- ※1 ④のうちドクターヘリの運航に係る事務は、京都府、兵庫県、鳥取県のみ参加。鳥取県は、②と④のみ参加。徳島県は、⑥には参加しない。
- ※2 経費は、事務の実施に伴う収入(試験手数料等)のほか、事務の内容に応じて算出する構成団体の負担金により支弁。

組織

広域連合議会

- 議員の選出方法
構成団体の議会において、各議会の議員から選出
- 議員数 20人
大阪府5人、兵庫県4人、京都府3人、その他4県2人

選挙管理委員会

監査委員

公平委員会

広域連合委員会

広域連合長

委員長 (広域連合長)
副委員長 (副広域連合長)
各委員 (各分野担当)

- 広域連合長の選出方法
構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選出

会計管理者

広域連合協議会

事務局

主たる事務所：大阪市内

広域連合長
構成団体の長
関係地方公共団体の
市長会・町村長会関係
地域団体・経済団体代表者
学識経験者等